

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和2年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和元年12月13日

世田谷区

1 業務概要

- (1) 件名：土曜講習会（中学校3年生）実施業務委託（単価契約）
- (2) 目的

中学校卒業後の進路の実現に向けた実践的な学力を身に付けるため、区立中学校3年生のうち希望者を対象として、都立高等学校入試に向けた問題の演習及び基礎的学力の向上を目的とした補習を各区立中学校において土曜日に行う土曜講習会の実施業務を委託する。

- (3) 履行期間：契約締結の日から令和5年3月31日まで（令和2～4年度）

ただし、契約は年度毎に締結し、各年度における本事業の予算配当があること及び令和3年度以降については、前年度の履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。

- (4) 業務内容

- ① 各区立中学校で土曜講習会として都立高等学校入試問題の演習及び補習を実施
区立中学校全29校において、中学校3年生の生徒のうち希望者を対象として、土曜日に数学と英語について都立高等学校入試問題の演習及び補習を行うこと。
- ② 土曜講習会の講師への必要な研修の実施
各区立中学校に配置する土曜講習会に対して必要な研修を行うこと。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。
- (3) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

なお、提案書の審査の過程等で参加資格を有しないことが判明した場合は、その時点で審査対象から除外する。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか
- (2) 発展コース・基礎コースでの授業は適切であるか
- (3) 土曜講習会でのカリキュラム・使用教材は適切であるか
- (4) 講師の採用方法・採用基準は適切であるか
- (5) 講師の研修体制・内容は適切であるか
- (6) 土曜講習会を実施するにあたって視点・工夫は適切であるか
- (7) 講師の支援のための取組・体制は整備されているか
- (8) 土曜講習会実施後の評価について考え方・手法は適切であるか
- (9) 業務を効果的かつ円滑に実施するための取組・工夫等は特徴的で効果が期待できるか

- (10) 業務を円滑に実施するための体制が整備されているか
- (11) 緊急時の連絡体制が整備されているか
- (12) 個人情報保護の考え方・体制が整備されているか
- (13) 業務実施の計画は妥当であるか
- (14) アピールしたい特徴として記載された内容は、特徴的かつ本業務実施にあたって効果が期待できるか
- (15) 類似業務に係る受託実績等は本業務を実施するのに十分であるか
- (16) 安定的に事業を運営できる財務状況であるか

5 手続き

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区教育委員会事務局教育指導課（第2庁舎3階36番窓口）
電話 03-5432-2706 ファクシミリ 03-5432-3041

(2) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和元年12月13日（金）から令和2年1月10日（金）まで
午前9時から午後5時まで（土・日曜日、祝日を除く）

②場所 上記5（1）の窓口及び区ホームページとする。

③方法 希望者に直接無償交付する。

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

①提出期限 上記5（2）①に同じ。

②提出先 上記5（1）に同じ。

③提出方法 持参又は郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。

(4) 提案書の提出期限、提出先及び方法等

①提出期限 令和2年2月12日（水）午後5時まで

②提出先 上記5（1）に同じ。

③方法 持参又は郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金は免除する。

(3) 契約書の作成を要する。

(4) 本業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定は無し。

(5) 関連情報を照会するための窓口は、上記5（1）に同じ。

(6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(7) 事業者からの提出物は返却しない。

(8) 区が必要と認める場合は、追加資料を求めることができる。

(9) 特別な理由により審査の経過を秘匿する場合を除き、プロポーザル方式の透明性・公正性を確保する観点から、当該案件に参加を表明した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を区が公表することについて了承の上で参加させる。

(10) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。

(11) 詳細は、提案条件説明書による。

(12) 本案件は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象である。詳細は別紙を参照すること。

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「**労働報酬下限額**」が適用されます

世田谷区公契約条例とは
世田谷区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



区長の責務(主なもの)

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。
これまで区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。
2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。
(1) 「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。
(2) 「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

事業者の責務(主なもの)

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。
2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。
3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。
4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。
5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

労働報酬下限額とは

1. 概要
労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。
契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。
2. 対象
予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)
3. 告示額
次ページのとおり

労働条件確認帳票とは

1. 概要
労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。
2. 対象
予定価格が50万円を超える契約(指定管理の協定は零円を超えるもの)
3. 閲覧場所(契約内容によって取扱い窓口が異なります。)
(1) 経理課(世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口): 教育総務課が取り扱う契約以外の契約
(2) 教育総務課(世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口): 教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係 電話:03-5432-2145~2152・2435・2436 ファクシミリ:03-5432-3046

労働報酬下限額一覧

平成31年3月27日告示による

(適用対象は平成31年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

【工事請負契約の場合】

対象契約: 工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

労働報酬下限額: 東京都の公共工事設計労務単価(平成31年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)
1	特殊作業員	2,572円	25	土木一般世話役	2,614円
2	普通作業員	2,242円	26	高級船員	3,092円
3	軽作業員	1,605円	27	普通船員	2,444円
4	造園工	2,253円	28	潜水士	4,304円
5	法面工	2,848円	29	潜水連絡員	2,965円
6	とび工	2,869円	30	潜水送気員	2,944円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,739円
9	電工	2,710円	33	型わく工	2,731円
10	鉄筋工	2,890円	34	大工	2,689円
11	鉄骨工	2,699円	35	左官	2,901円
12	塗装工	2,965円	36	配管工	2,434円
13	溶接工	3,177円	37	はつり工	2,635円
14	運転手(特殊)	2,529円	38	防水工	3,145円
15	運転手(一般)	2,094円	39	板金工	2,922円
16	潜かん工	3,156円	41	サッシ工	2,689円
17	潜かん世話役	3,730円	43	内装工	2,901円
18	さく岩工	3,145円	44	ガラス工	2,614円
19	トンネル特殊工	3,092円	46	ダクト工	2,370円
20	トンネル作業員	2,550円	47	保温工	2,402円
21	トンネル世話役	3,432円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,156円	50	交通誘導員A	1,615円
23	橋りょう塗装工	3,273円	51	交通誘導員B	1,403円
24	橋りょう世話役	3,613円	52	上記以外の職種	1,070円

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

労働報酬下限額: 1時間あたり1,322円

「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載していませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等)

対象契約: 工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

労働報酬下限額: 1時間あたり1,070円